

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">認定手続開始通知書（輸入者用）(C-5810) 等</p> <p>「連絡先」の欄には、以下を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(税関官署コード)」の文字 ・税関官署コード(2桁の英数字) ・「(部門コード)」の文字 ・部門コード(2桁の数字) <p>(記載例) (税関官署名) XXX 税関 XXX 出張所 (税関官署コード) 1A (部門コード) 23</p> <p>なお、下記の通知書についても、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(輸入者用)(C-5811) ・認定手続開始通知書(名宛人用)(C-5812) ・認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(名宛人用)(C-5813) ・認定手続開始通知書(権利者用)(C-5814) ・認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(申立人用)(C-5815) ・証拠・意見提出期限通知書(申立人用)(C-5819) ・証拠・意見提出期限通知書(輸入者等用)(C-5820) <p style="text-align: center;">輸入差止申立書 (C-5840)</p> <p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、<u>4年以内</u>の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から <u>4年間</u>」と記載することができる。</p> <p style="text-align: center;">輸入差止申立書 (保護対象商品等表示等関係)(C-5842)</p> <p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、<u>4年以内</u>の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から <u>4年間</u>」と記載することができる。</p> | <p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p style="text-align: center;">輸入差止申立書 (C-5840)</p> <p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、<u>2年以内</u>の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から <u>2年間</u>」と記載することができる。</p> <p style="text-align: center;">輸入差止申立書 (保護対象商品等表示等関係)(C-5842)</p> <p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、<u>2年以内</u>の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から <u>2年間</u>」と記載することができる。</p> |

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">輸入差止情報提供書 (C-5866)</p> <p>「輸入差止情報提供が効力を有する期間として希望する期間」欄には、<u>4年以内</u>の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から<u>4年間</u>」と記載することができる。</p> <p style="text-align: center;">関税暫定措置法関係</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> | <p style="text-align: center;">輸入差止情報提供書 (C-5866)</p> <p>「輸入差止情報提供が効力を有する期間として希望する期間」欄には、<u>2年以内</u>の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から<u>2年間</u>」と記載することができる。</p> <p style="text-align: center;">関税暫定措置法関係</p> <p style="text-align: center;"><u>軽減税率の適用を受けた糖みつに関する帳簿 (P 8020)</u></p> <p><u>「原料欄」の「糖分」欄には、糖分をしよ糖分として計算した重量の全重量に対する割合 (%) を記載する。</u></p> <p><u>特例申告貨物にあつては、「原料欄」の「輸入許可年月日」欄に特例申告の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をカッコ書で併記する。</u></p> <p><u>「製品欄」の「製品の種類、用途等」欄には、例えば、グルタミン酸については、医薬用又は食卓用等、酵母については、パン用、飼料用又はリボ核酸用等、リシンについては、医薬用又は飼料添加用等、耐火れんがについては、ドロマイトれんが又はけい石れんが等と記載する。</u></p> |